

東京都立大泉高等学校・附属中学校いじめ防止基本方針

平成26年10月31日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめ問題は、どの学級にも起こり得るという認識の下、学校いじめ対策委員会を核として、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決する。
- (2) いじめは、どんな理由があってもいじめる側が悪いということを徹底し、決して許されるものではないという考えを全校生徒に認識させる。
- (3) いじめを受けた生徒の心のケアと、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学校は組織的に対応する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、保護者、学校運営連絡協議会、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・いじめ発生時における対策を検討し、組織的に実行する。

イ 所掌事項

- いじめに関する校内研修、いじめに関する授業等の計画、実施
- 「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- いじめの被害者と保護者、加害者と保護者への対策を検討、実施
- 関係機関との連携、緊急集会（保護者会含む）等の運営

ウ 会議

定期的を開催し情報を共有するとともに、いじめと疑われる相談・通報があった場合には緊急に開催する。

エ 委員構成

校長・副校長・高校指導部、中学生生活指導部担当者・養護教諭、学年担当者、スクールカウンセラーで構成する。委員長は必要に応じて委員以外の出席を求められることができる。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

保護者、学校運営連絡協議会、外部機関と迅速かつ適切に連携、協力し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援する。

イ 所掌事項

- 生徒の健全育成と、いじめの未然防止のための講演会等の企画・運営
- 「いじめ実態調査」の分析と、学校いじめ対策委員会への助言
- 学校いじめ対策委員会の要望に応じた支援等

ウ 会議

いじめの未然防止活動及び課題解決に向け、必要に応じて適切に保護者・学校運営連絡協議会・外部機関（警察、児童相談所、教育委員会、教育相談センター、学校医、地域の学校等）と連携をとって開催する。

エ 委員構成

校長・副校長・高校指導部、中学生生活指導部担当者・保護者・学校運営連絡協議会・外部機関（警察、児童相談所、教育委員会、教育相談センター、学校医、地域の学校等）・スクールカウンセラーで構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、各学期に1回、いじめに関する授業等を実施する。

その際、以下のような具体的事例を示し、これらの行為がいじめに発展する恐れがあることを理解させる。

(例)・ヒソヒソ話をする。

- ・異性の友達との関係を冷やかす。
- ・ネットやラインで友達の悪口や、個人情報流す。
- ・ふざけて友達の持ち物を隠す。など

イ いじめを見て見ぬふりをしないことを意識し実践するために、生徒会による「言葉の暴力撲滅キャンペーン（仮）」などを通じて生徒主体の取組みを支援する。

ウ 保護者会や学級・学年通信、家庭訪問等を通じて生徒の学校での様子を保護者に伝えるとともに、家庭での生徒の様子についても情報を共有する。

エ セーフティ教室等により、情報モラル教育、人権教育を充実させるとともに、生命尊重の意識と規範意識の向上を図る。

オ 地域との連携による体験活動、奉仕活動を通して、生徒一人一人が自己有用感を得るとともに仲間との協調性を育む。

(2) 早期発見のための取組

ア 「生活意識調査」を実施し、担任による個人面談、保護者との三者面談を通して生徒の日常生活における変化を早期に察知する。

イ 生徒が躊躇なくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、中学1年・高校1年の年度当初に全員面接を実施する。

ウ いじめの実態を効果的に把握できるよう、ふれあい月間に「いじめ実態調査」を行う。その後、必要に応じて担任・スクールカウンセラー等による個人面談を実施する。

- エ 全教員が「いじめ発見チェックシート」を活用するとともに、校内巡回等を通じ、生徒や集団の変化をいち早く把握する。
- オ 「いじめ防止カード」を配布するとともに、「学校いじめ相談 BOX（仮）」を設置し、生徒がいじめの相談をしやすい環境を整える。

(3) 早期対応のための取組

- ア 「いじめ実態調査」等を通じて把握した課題は、学校いじめ対策委員会が中心になって集約し、全教員に周知するとともに、その解決に取り組む。
- イ いじめの被害生徒に対しては、教員やスクールカウンセラーが生徒の安全確保のため、授業中や休み時間を利用した声掛けを行う。また、必要に応じ、被害生徒だけでなく保護者も含めたカウンセリングを実施する。
- ウ いじめの加害生徒に対しては、直ちにいじめをやめさせ、再発を防止するために学校いじめ対策委員会が中心となり、組織的・継続的に観察・指導を行う。また、必要に応じ、加害生徒だけでなく保護者も含めたカウンセリングを実施する。
- エ 勇気をもっていじめを伝えた生徒には、その安全を守り通すことを伝え、教員同士で情報共有し、見守りと観察、声掛けを行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。
- オ いじめの早期解決に向け、必要に応じて「いじめ対策保護者会」を開催して情報を共有する。学校の方針について理解を得るとともに、家庭でいじめについて話し合う機会を設定する。また、学校サポートチームやPTAとも協力し、対策を講じる。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒について、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するとともに、学校いじめ対策委員会を中心に朝・夕2回の情報共有を行う。また、帰宅後も保護者に電話連絡をして生徒の様子を確認する。スクールカウンセラーや外部機関とも情報共有を行い、協力を得て授業観察やカウンセリングを実施する。
- イ いじめが原因で不登校になっている被害生徒については、状況に応じて保健室登校を実施するほか、適応指導教室に通級させるなどの緊急避難措置を実施する。
- ウ 加害生徒について、被害生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するためには、教室以外の場所で学習する対策を講じる。その際は外部機関やスクールカウンセラーとも連携し、適切に対応するとともに、必要に応じてカウンセリングを実施する。
- エ 被害生徒に対して暴行や金銭強要などの犯罪行為が疑われている場合には、速やかに警察へ通報する。また、状況により校長による懲戒処分・出席停止処分を実施する。
- オ いじめの内容や状況によっては、憶測等の誤った情報が広がるなどの事態が混乱することを防ぐ目的で「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応について説明を行う。

5 教職員研修計画

- (1) 学校いじめ対策委員会は、いじめ防止対策推進法等で示されている内容を教職員に周知するとともに、本いじめ防止基本方針に沿って学校教育が行われるよう、校内研修を実施する。(例) 具体的な事例を挙げた研修など
- (2) 学校いじめ対策委員会は、必要に応じて「いじめに関する授業」や生徒理解のための教育相談について、個々の教員の能力を向上させるため、関係機関と連携した研修会、講演会を計画する。(例) 心療内科医による講演など

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) いじめの早期発見のため、保護者会、学年・学級通信、面談等を活用し、情報交換の場を積極的に設ける。また、スクールカウンセラーだよりを活用し、その存在と個別相談の方法を周知する。
- (2) 「いじめ対策保護者会」「いじめ対策緊急保護者会」の開催に当たっては、PTAの役員等が被害・加害生徒の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合があるため、情報を共有し、協力体制を構築する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) いじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、必要に応じて、法教育の視点から弁護士や行政書士等を活用した授業等を依頼する。
- (2) 放課後における生徒の様子について把握するとともに、生徒が多くの人に見守られていることを実感できるようにするため、必要に応じて、地域の大人による登下校の見守りなどを依頼する。
- (3) いじめに係る重大事態には、間断なく生徒を見守る必要があるため、民生委員・児童委員等の地域人材と連携し、見守りと巡回を依頼する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価アンケートにおいて取組に関する評価を行い、結果を検証する。また、本校の実態に即して順次基本方針の改善、改定を行っていく。